

東久留米市へのイオン出店計画に関する要請書

東京都環境局 環境影響評価審査会御中

2006年6月8日

旧第一勧銀グランド跡地利用と環境を考える会

代表 東久留米市中央町4-8-4

塩田 俊朗

東京都の良好な環境保全への日ごろのとりくみ、大変ごくろうさまです。

さて、このたび、わたくしどもが居住しております東久留米市に、超大型ショッピングセンターイオンの出店計画が持ち上がっております。

この計画は、良好な住環境を著しく破壊する計画となっており、私ども居住者はそろって計画の変更・中止を強く求めるものです。

東京都におきまして、出店予定地の実態を正確に把握され、正しい判断をしていただきますことを強く要請するものです。

東久留米市南沢5丁目へのイオン出店計画の重大な問題点について、以下に述べる次第です。

第一に、出店予定地は、東久留米市における都市計画マスタープランで第一種中高層住宅専用地域となっています。当然、イオン（大型店）の出店はできない地区となっています。

それにもかかわらず、イオンと東久留米市は、地区計画制度の趣旨を捻じ曲げて悪用し、それによって商業地区に変えて出店をおこなおうとしています。

今の、国会において都市計画法が全会一致で変更され、大型店の出店を規制する改正がおこなわれました。

東久留米市と、イオンの行為はこうした国の流れに反する駆け込み出店ともいべきもので、許されない行為です。

第二に、出店予定地の周辺道路状況は、きわめて狭隘で大型店の出店するような状況に絶対にはないことです。

出店予定地は、東久留米市南沢5丁目の旧第一勧銀グランド（約55000㎡）の跡地でほぼ長方形をしています。

北側と西側の第五小学校通りは、幅員が5.22～5.84メートルしかありません。

当然、片側一車線の車がすれ違うのがやっとという道路です。

東側の南沢通りも6メートル以下の狭隘な道路で当然歩道也没有せん。

南側の都道（所沢街道）も、都道とは名ばかりの歩道もない片側一車線の狭い道路で、大型トラックなどの通る横を、歩行者や自転車は「命がけで」通行しているのが実態です。

このような道路状況の地域に、今回の計画に基づいて超大型店イオンが出店すれば、道路の大渋滞をまねくことは明らかです。

それにもかかわらず、イオンや市は根拠も示さずに「渋滞は起きない」と説明し続けています。このような、言い分は、絶対に納得できません。

イオンの前のところだけ、道路を広げても、その前後のところは狭いままでは、ボトルネック状態になって、危険な状態がかえって増大することが考えられます。

イオン出店予定地を縦断する都市計画道路東・3・4・18号線が完成するのは市の説明では平成33年となっています。

「道路の条件だけから」考えても平成33年までは、イオン出店の条件がないということを市の計画が証明しています。

第三に、出店予定地のまん前に小学校があるということです。

このことについては、わたしたち住民とイオンとの話し合いの中でイオン側が「全国でも、小学校の前に出店した例はありません」と認めています。

市立第五小学校の前に、2020台の駐車場を建設し、一日当たり7600台～12900台もの自動車が出入りすることになります。

そうなれば当然、交通事故の増大や騒音による影響、排気ガスによる空気の汚れなど、環境が著しく悪化することは明らかです。

出店予定地周辺には、小学校2、中学校1、保育園2、特別養護老人ホームなど2、があり、地域住民をはじめ、こどもの健康に重大な影響を与えることが予測されます。

東久留米市教育委員会の資料（学校保健統計書、03年版）によると、気管支ぜんそくの罹患率が小学校6年生の男子は6.3%、中学1年生の男子が5.8%といずれも自然有症率の2.3～2.5倍です。

第四に、東久留米市内および、近隣の商業にきわめて重大な影響を及ぼす計画であるということです。

イオン出店計画によれば、敷地面積は5万5700㎡、延べ床面積は、9万5100㎡となっています。これは、既存の市内小売店の売り場面積にも匹敵する大きなものです。

当然、このような超大型店ができれば、既存の小売店は重大な影響を受けることは明らかです。同時にそのことは、消費者の立場からも大変な問題です。

自分で車を運転しない（できない）「交通弱者」にとって、歩いていける身近な商店は、日常生活に欠かせません。

出店予定地の周辺の南沢商店会、ひばりが丘団地のぴぴ通り商店会、所沢街道沿道工業者連絡会など、こぞってイオン出店に反対しています。

大型店の出店は、その地域コミュニティーの発展に寄与することがあるべき姿です。

これに照らして、今回のイオン出店計画は、地域の環境も、コミュニティーもぶち壊すもので、その見直しが絶対に必要です。

第五に、都市計画の変更にあたって、都市計画法で義務付けられている「住民参加」がまったく守られていないことです。

都市計画の変更をとまなう計画であるにもかかわらず、野崎市長は、独断で今回のイオン誘致計画を決め、推進しようとしています。

しかし本来、都市計画は市長といえども独断で好きに変更できるものではありません。

市民参加で作り上げた現「都市計画マスタープラン」の変更は民主的に市民参加で、十分な審議をおこなうことが必要です。

東京都環境影響評価審査会におかれましては、上記のような重大な環境への影響を与える東久留米市南沢5丁目へのイオン出店計画に対して、十分慎重な審査をされ、見直し、中止を勧告されることを強く要請いたします。

以上